

ヘッジ会計の限定的な見直し、議論再開

ASBJ、金融商品専門委

去る12月12日、企業会計基準委員会は第115回金融商品専門委員会を開催した。

今回は「ヘッジ会計の限定的な見直し」が審議された。なお、

同見直しは「帰分析を有効性判定の事後テストとして認めるか否か」、「ロールオーバー（デリバティブ取引を行うことでヘッジ手段のポジションを維持する行為）取引がヘッジ会計に適格か否か」、「異なる商品間のヘッジが認められるか否か」の3つが検討項目である。

帰分析の事後テストへの導入

第109回および第111回専門委員会（本誌2014年7月10日号（No.1385）および9月10日号（No.1390）各情報フランチ参照）の議論を踏まえ、一定の閾値を設けて帰分析を事後テストに導入すると仮定したうえで、事務局は次の事項を検討した。

- ① 有効と判定される閾値の水準をどのように定めるか
- ② データの十分性をどのように担保するか
- ③ 追加検討すべき事項は何か

①～③の検討の結果、事務局は次の2つの理由から追加検討が非常に困難とし、今後検討を行わないことを提案した。

- ・ 帰直線の傾きや決定係数等の閾値設定のために実施した複数のシミュレーションから具体的な示唆が得られず、追加で検討する必要があるが、成果が得られるか不明であること
- ・ 一部の分析をもとにすると、帰分析の利用がかなり制約されるため、帰分析を事後テストに利用する所期の目的が達成されないこと

各専門委員からは、「結論を急がず、検討する価値はある」、「検討を断念するための理由に納得がいけない」などの意見が複数聞かれたが、事務局は理由を再検討し、親委員会で諮る予定。

ロールオーバー取引

事務局は関係者へのヒアリングを通じて、ロールオーバー取引のケースを2つに整理したが、ロールオーバーを行う前に繰り延べられていたヘッジ手段の損益または評価差額の処理の明確化のニーズが聞かれたの

は、次のケースであった。

予定取引により発注が見込まれる資産または負債の価格変動リスク等をヘッジするデリバティブ取引に対してヘッジ会計を適用している場合において、当該予定取引の実行可能性は極めて高いものの、資産または負債の発生時期が当初の予定から後ずれたことで、ヘッジ手段の決済が先行するため、資産または負債の発生時期に合わせた新たなデリバティブ取引を契約する、または、ヘッジ手段を決済せずに契約を延長する取引

これを踏まえ、事務局よりこのケースのみ、日本公認会計士協会に対して、「金融商品会計に関するQ&A」に取扱いを明示するよう依頼する方向性が示された。

異なる商品間のヘッジ

企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」では、一定の場合にヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段として用いることを認めている。事務局はこの取扱いを周知するため、日本公認会計士協会に対し、会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」を修正するように検討を依頼することを提案した。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
1月13日(火)まで	① 源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(12月分)	① 年末調整による過不足税額を調整した源泉徴収税額に基づき納付する。
平成27年の最初の給与支払日の前日まで	② 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出	② 受給者から保険料控除・住宅取得控除等の申告書の提出を受け、給与の支払者を經由して給与所得者の所轄税務長に提出する。
2月2日(月)まで	③ 支払調書・源泉徴収票の本人への交付と提出 ④ 給与支払報告書・特別徴収票の提出 ⑤ 法人の確定申告・納付、延納の届出(平成26年11月期) 法人税、復興特別法人税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税 ⑥ 法人(申告期限延長承認)の法人税確定申告 1カ月延長(平成26年10月期) 2カ月延長(平成26年9月期) ⑦ 消費税確定申告(1カ月ごと)(11月期) ⑧ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2、5、8、11月期) ⑨ 法人の中間申告納付(3月期) 法人税、復興特別法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人住民税 ⑩ 法人の消費税中間申告納付 直前期年税額4,800万円超(1カ月ごと)10月期を除く。 直前期年税額400万円超(3カ月ごと)2、5、8月期 ⑪ 固定資産税の償却資産に関する申告書の提出	③ 原稿料、税理士・会計士・弁護士報酬等。 ⑤～⑩ 法人の事業年度(課税期間)終了日は各月末日とする。 (付記) 申告期限延長法人の納付延長期間には利子税が賦課されるので、事業年度終了後2カ月以内である法定期限内に法人税額の見込納付を行う(通則法64①)。 ⑦～⑧ 消費税の課税期間特例選択届出書の課税期間を変更するときは、変更する課税期間の開始日の前日までに届出をしない場合には認められない。 ⑨ 1年決算法人で納付額が法人税10万円超、消費税等24万円超の場合である。 なお、中間納付の消費税等は24万円以下であっても平成27年3月末決算分から、任意の6月中間申告対象期間の納付制度が創設された。 ⑪ 平成27年1月1日現在の償却資産(地税383)

(付記) 平成26年12月31日現在5,000万円超の国外財産を保有する居住者は国外財産調書を平成27年3月16日(月)までに提出する義務(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律5)があり事前に準備する必要がある。

法定調書提出義務者等のための番号制度の概要、公表——国税庁

去る12月5日、国税庁は「法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための社会保障・番号制度の概要」を公表した。

これは、10月にオープンした「社会保障・番号制度について」(国税庁HP「調達・その他の情報」→「お知らせ」内に、追加掲載されたもの。法定調書提出義務者・源泉徴収義務者として押さえておきたい、社会保障・番号制度の概要について、簡潔に記載されている。

法定調書関連事務

制度導入後の主な変更点は、次の3つである。

- ① 法定調書への個人番号または法人番号の記載
- ② 支払を受ける者から個人番号の提供を受ける際の本人確認
- ③ 法定調書提出時の本人確認

①については、平成28年1月1日以降の支払に係る法定調書には、支払を受ける者の個人番号または法人番号の告知を受けて当該番号を記載する必要がある。ただし、税法に告知義務のある一定の法定調書について

は、番号の告知に3年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまでは記載しなくてもよいこととなっている。

源泉所得税関連事務

源泉徴収義務者が、税務署に提出する書類の主な変更点は次の①・②、給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点は次の③・④である。

- ① 申請書、届出書等への個人番号または法人番号の記載
- ② 申請書、届出書等提出時の本人確認
- ③ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」への個人番号または法人番号の記載
- ④ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受ける際の本人確認

本資料は、国税庁HPにて閲覧可能(<http://www.rta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/pdf/gaiyo.pdf>)。

また、マイナンバー法への対応については、本誌2014年11月1日号(No.139)特集も参考にしていただきたい。

当たり前だが、米国基準もIFRSも英語で書かれた基準書である。私は、長年、監査人として米国基準と付き合ってきたが、米国基準の日本語の全訳版などはみたことがない。

米国基準の量が膨大であることと利用者が限定的で商売にならないからである。米国基準の連結財務諸表を有価証券報告書に含めている会社はせいぜい20社程度であり、その監査を担当する監査人の人数も少い。そのため、英語の原典と悪戦苦闘しなければならぬ状態に追い込まれていた。

英語に触れる機会のない人ほど、英語は勉強すればどうにかなると考えがちであるが、残念ながら、英語の習得はそうたやすいものではない。私は仕事の関係で家族と一緒に4年ほどカナダに駐在したが、私の娘は、日本に住んでいる人が「帰国子女が英語を話せるのは当然で、いいわね」といふのを聞くたびに、怒り出す。彼女は一生懸命努力したから、この程度まででも英語を習得できたのである。海外にいれば自然に英語が習得できるわけではない」と主張する。短い年数で英語をモノにする子供もいるが、そうでない子供も多々いるのである。また、英語の習得には、海

外で生活した年齢も大きな影響を与えるという。このように、繰り返していうが、英語の学習はかなり大変なのである。

私は会計に関する英文を訳す機会が多くあるが、できる限り直訳にしている。日本語として理解しやういように訳すと、間違った理解をしてしまう可能性があるからである。つまり、本音は、「日本語でわかりにくければ、原典をみてください」ということである。実際、原典を読め



ば、日本語訳よりはスムーズに理解ができることが多い。会計の世界でも多くの英語から日本語訳がなされてきたが、その中身は玉石混交である。

個人的に、訳として秀逸と思うのは、「Tax allocation (税効果)」(「Goodwill (のれん)」)である。日本に税効果会計が導入されるときに、税効果会計を逆に英語で「Tax Effect Accounting」としたなど笑えぬ話もあるが…。一方、一般的

に使用されているが、よく考えると適切といえるのかどうか首を傾げることがある。たとえば、「Business combination (企業結合)」である。本来はBusinessは一般的には事業なので、「事業結合」がより正確ではあるが、いまさら変更はきかない。仕事上で、アジアでの会議に出ると、韓国・中国の会計士の英語力には圧倒される。これは、彼らの多くが留学をして、本場で英語を学んでいるからである。我々の時代は、中学校から大学までだ10年間英語教育を受けたことになるが、読み書きはまだよいとして、SpeakingとHearingが多くの場合、まったく身につけていない。実際、多くの日本人はコミュニケーションの手段として英語を使いこなせない。つまり、実戦で使用するための英語教育のインフラ整備が行き届いていない。

近年、これらの状況を踏まえ、世界に通用する人材の育成の意味も含めて、小学校での英語教育などの幼少期からの英語教育が盛んである。また、大学では日本人の留学生を増やす試みが開始されている。これらの試みがぜひとも、うまくいくように心から期待してやまない。

長谷川 茂男(中央大学専門職大学院特任教授)

投資会社の開示に関するASU案、公表—FASB

去る12月4日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「財務サービス—投資会社(トピック946) —その他の投資会社への投資に関する開示」(以下、「本ASU案」という)を公表した。

本ASU案の概要

マスター・フィーダー契約での、フィーダー・ファンド(投資家から資金を集めて、マスター・ファンドに投資する役割)の経営成績は、主にマスター・ファンドの経営成績に依存している。現在のSEC(米国証券取引委員会)のガイダンスは、1940年投資会社法で規制されるフィーダー・ファンドに対し、フィーダー・ファンドの財務諸表にマスター・ファンドの財務諸表を添付すること并要求している。本ASU案は、1940年投資会社法で規制されていないすべてのフィーダー・ファンドにも、同様の表示を要求する。

また、現行では、1940年投資会社法で規制されていない投資会社に、当該投資会社の純資産の5%を超える公正価値の投資先ファンドにより保有される投資に関して、特定の情報の

を有するが、投資先の連結に関する規定は米国基準と異なっている。

本ASU案に関しては、IFRSはマスター・フィーダー契約に関する会計と報告のガイダンスを提供していないし、報告投資会社の投資先ファンドにより保有される投資に関する特別の開示要求もない。

IFRSとの比較

IFRSは、米国基準の投資会社と同様の企業に関する規定

適用日等
コメント期限は2015年2月17日。
強制適用日は未定だが、将来に向かって適用され、早期適用は認められる。

原油安から日欧の金融緩和策促進とドル高抑制へ

国際原油価格の下落が顕著になっている。WTIでみると、8月につけた2014年の高値110ドル付近から12月前半で60ドル割れを目指す急落ぶりだ。景気低迷に伴う世界的な原油の需要後退や、世界情勢をめぐる関係国の思惑が原因で、今後の影響は世界的に拡大しそうだ。

OPEC総会では、価格維持のため減産を望む参加国もあったようだが、最大の産出国であるサウジアラビアの減産見送りの主張に、他の産油国も抗することができなかつた。サウジア

金融

ラビアの石油鉱物資源相による米国のシェール油との市場シェア争いへの言及が報じられ、シェール油が1バレル当たり70〜90ドル程度から採算割れする業者が出始めることから、当面は下値を探る展開になりそうだ。このため、小規模な産油国にも影響が出ており、市場ではベネズエラのデフォルト懸念が拡大、またサウジアラビアに次いでロシア、米国が産油国として名を連ねるため、各々の国内経済にも今後影響が出る可能性がある。

ロシア経済の低迷は、ドイツ

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 平成26年10-12月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、平成26年10-12月期調査結果の概要です。

対象企業数 15,714社
回答企業数 12,769社
回収率 81.3%

景況	●貴社の景況	26年10～12月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業でみると、大企業は「上昇」超で推移する見通し、中堅企業は27年4～6月期に「下降」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。
	●国内の景況	26年10～12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業は「上昇」超、中堅企業、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業でみると、大企業は「上昇」超で推移する見通し、中堅企業は27年4～6月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。
雇用	26年12月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっています。先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。	
売上高	26年度は、0.9%の増収見込みとなっています(下期0.5%の減収見込み)。業種別に見ると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。	
経常利益	26年度は、1.1%の減益見込みとなっています(下期7.0%の減益見込み)。業種別に見ると、製造業は増益見込み、非製造業は減益見込みとなっています。	
設備投資	26年度は、4.9%の増加見込みとなっています(下期3.3%の増加見込み)。業種別に見ると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。	

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位:%ポイント)			
		26年7～9月 前回調査	26年10～12月 現状判断	27年1～3月 見通し	27年4～6月 見通し
大企業	全産業	11.1	5.0	5.0	1.6
	製造業	12.7	8.1	6.1	0.2
	非製造業	10.2	3.4	4.5	2.2
中堅企業	全産業	5.1	0.8	0.2	▲1.0
	製造業	2.6	1.0	▲1.6	▲0.5
	非製造業	5.8	0.8	0.7	▲1.2
中小企業	全産業	▲10.0	▲10.1	▲10.5	▲8.2
	製造業	▲9.5	▲9.7	▲12.1	▲6.1
	非製造業	▲10.1	▲10.2	▲10.2	▲8.6
国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位:%ポイント)			
		26年7～9月 前回調査	26年10～12月 現状判断	27年1～3月 見通し	27年4～6月 見通し
大企業	全産業	15.8	4.3	4.0	3.5
	製造業	16.7	5.0	3.3	2.4
	非製造業	15.4	3.9	4.3	4.2
中堅企業	全産業	10.0	▲1.8	▲2.0	0.1
	製造業	6.9	▲0.5	▲3.5	▲1.1
	非製造業	10.9	▲2.2	▲1.5	0.5
中小企業	全産業	▲6.3	▲18.1	▲16.2	▲10.8
	製造業	▲7.5	▲16.7	▲16.8	▲7.8
	非製造業	▲6.1	▲18.4	▲16.0	▲11.4

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2014年12月5日	法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための社会保障・税番号制度の概要	国税庁	「個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法」や「法定調書(源泉所得税)に関する事務での取扱い」など、法定調書提出義務者・源泉徴収義務者の参考となるよう、社会保障・税番号制度の概要について簡潔にまとめたもの。	2015年1月1日号 情報フラッシュ
2014年12月9日	公益法人新制度への移行期間終了等に伴う非営利法人委員会公表物の廃止について	JICPA	特例民法法人の公益社団・財団法人または一般社団・財団法人への移行期間が終了したこと、および2008年に公表された公益法人会計基準が実務に浸透してきたことを受け、すでに役割を終了しているものと考えられる13本の公表物を廃止することとされた。 http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/post_1780.html	—

2014年から2015年へ

証券

などユーロ圏の経済に打撃を与える。実際に欧州中央銀行は、12月になって2015年の景気・物価見通しを下方修正したが、さらに原油安傾向が続くようだと見通しはさらに下がることになり、2015年の早い時期に見込まれる金融緩和策の内容に影響を与える。ペネズエラやロシアでは、自国通貨が対ドルで大幅に下落しているが、米FRBについても利上げ観測が後退し、ドル/円が売られ円高・ドル安方向への巻き戻し圧力がかかるだろう。

日本ではすでに日銀が、原油安懸念からインフレ率目標の2%達成見込みの後退に歯止めをかけようと、10月31日に異次元緩和策第2弾を放った。ただ、原油安は日本経済にはプラスであり他の産油国とは異なる。しかし、日銀はこうした日本経済に対するメリットを視野に入れるバランス感覚はなく、自身のインフレ率2%へのコミットメントのため逆に原油安に対抗措置を考えているため、さらなる追加緩和策を誘発する動きになりそうだ。

年末を迎え、2014年の総括と2015年の展望を行う時期が来た。師走という折に総選挙特有の音声が街に響き、何となく落ち着かない。沈黙考とは行きそうにないが、経済・企業収益の展望をベースに株価の来し方の評価、方向性を展望してみるほかない。

目下、世界の主要国は同時株高で14年を閉じようとしている。先頭を切っているのは無条件米国である。経済回復への期待、堅調な企業収益を背景に米株価は14年、ほぼ上昇基調で推移してきた。経済成長ペースが緩やかである分、株価の上昇スピード

も緩やかでNYダウは史上最高値を更新したが、過熱感はない。15年も経済成長に沿った株価展開が見込めるだろう。

今や第2の経済大国、中国は問題山積を指摘され続け、国外からは崩壊予告が絶えなかった。経済成長率の傾向的な低下が指摘されることが多いが、政権は経済の質重視の姿勢を明確にしており、累積されてきた不均衡の改善を優先させている。日本の輸出先としては今後とも期待薄かもしれないが、成長率の上下に一喜一憂することはない。中国株価の14年前半は底這い状態であったが、後半は一本

調子で上昇を続け、年末の世界同時株高の環に加わった。株価は政権の姿勢を評価しているように思われる。15年もこの方向性を期待してよいだろう。

EUは14年も経済低迷から脱出する兆しがみえなかった。ウクライナ問題に端を発したロシアへの経済制裁のはね返りで、停滞長期化の懸念が強まっているようだ。これでは株価の上昇は期待すべくもないが、それでもEU主要国は年末の世界同時株高に加わった。ただ、年末に年初来高値を更新できたのはドイツだけであり、日米との違いは明らかである。

日本経済、株価に大きな影響を及ぼす諸国、地域の動向を探

ると、15年にさらに情勢が悪化すると展望されるところはない。日本の14年の平均株価は、前半は低位でのたつき、後半はN字型を描いてフィナーレを飾った。このような終わり方はまず年初の株価上昇を予想させる。

では、その後はどうか。要は総選挙の洗礼を受けたアベノミクスの成果がどう数字に表れてくるかにかかっている。この点で最も注目すべきは、行き過ぎが懸念されるまでになっている円安が輸出数量の増加をもたらすかどうかであろう。それによって、アベノミクスの評価が分かれ、株価にもはね返ってくる。それが予想される。

経理用語の豆知識

事業分離



事業分離とは、ある企業を構成する事業を他の企業に移転することをいう。分離元企業は、事業分離日に移転した事業に関連する投資が①清算されたとみる場合、②そのまま継続しているとみる場合で会計処理が異なる。

①の場合は、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取った対価となる財の時価と移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識し、改めて当該受取対価の時価にて投資を行ったものとする。

②の場合は、移転損益を認識せず、その事業を分離先企業に移転したことにより受け取る資産の取得原価は移転した事業に係る株主資本相当額に基づいて算定するものとする。子会社株式や関連会社株式となる分離先企業の株式のみを対価として受け取る場合には、当該株式を通じて移転した事業に関する事業投資を引き続き行っていると考えられることから、投資が継続しているとみなされる。

事業分離に要した支出額は、発生時の事業年度の費用として処理する。